

令和3年4月吉日

IAA大阪オークション関係者様 各位

株式会社アイ・エー・エー IAA大阪  
大阪府泉大津市夕凧町1-2  
0725-33-1212

「福祉車両 消費税」 IAA大阪オークション規約 改定のお知らせ

日頃は、IAA大阪をご愛顧いただきありがとうございます。  
「福祉車両の消費税」につき、下記の通り規約を改定いたしますので、お知らせいたします。  
会員様におかれましては、ご周知のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 改定日：令和3年5月1日（土）改定

2. 内容

●福祉車両の消費税の取り扱い 変更

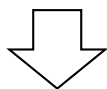
（規約改定箇所）

・IAAオークション規定 取引規定 第4条4項

「変更前」

前略～ 課税対象か非課税対象かの判別がつきにくく ～中略～

IAAとしては、落札店より一律消費税を預り、出品店へお支払いすることとします。



「変更後」

4. 福祉車両

福祉車両の消費税について中古車として売買される際に、対象装置の不良、欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上することとします。

ただし、出品店による非課税申告または、落札店による非課税申告に出品店が承諾した場合、落札店は出品店へ消費税相当額の支払いを免除されるものとします。

また、非課税申告は書類発送後、発送日を含む10日を期限として受け付けるものとします。

なお、仕入れ時と販売時における消費税の差額（課税・非課税）に関しては、年末もしくは年度末の消費税の納付申告時において精算手続きをとっていただきますようお願いいたします。

以上